

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を定める条例に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年12月16日（月）から令和7年1月14日（火）までに「『一時保護施設の設備及び運営に関する基準』を定める条例」について、パブリックコメントによりご意見を募集したところ、3名の方から3件の御意見をいただきました。
寄せられた御意見に対する県の考え方は次のとおりです。

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	児童虐待などで精神的に追い詰められた子どもたちが安心できる環境をしっかりと確保してほしい。特にこどもの年齢に応じて、職員を手厚く配置して、こどもの特性をしっかりと見極めていただきたい。	いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
2	子供が不安の中で過ごす施設なので、衣食住の充実を定めた国の基準は当然の基準だと思います。徳島県においてもこれを下回らないように、しっかりとした条例を策定していただきたいです。また、経過措置があるようですが、できるだけ早く新基準を適用できるようにすすめていただきたいと思っています。	徳島県では、条例の策定にあたって国の基準を用いることを考えております。また、一時保護施設の設備及び運営に係る経過措置についても、新基準が適用されるよう取り組んで参ります。
3	プライバシー保護とか権利擁護が条例に書かれていることは、とても大切なことだと思います。条例ができただけでなく、この条例に基づいた新しい一時保護所ができて、子どもたちが少しでも安心して過ごせるようになることを期待しています。	一時保護施設において、子どもたちが安心して生活できるよう、環境整備に取り組んで参ります。